講演録　家族法からみる日本の貧困問題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-04-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 青竹, 美佳 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000212

講演録

家族法からみる日本の貧困問題

青　竹　美　佳

○司会

定刻になりましたので、ただいまから東北学院大学法学政治学研究所第27回学術講演会を開催いたします。

本日は、大阪大学の青竹美佳先生をお迎えし、ご講演をいただきます。

まず初めに、本学法学政治学研究所所長　宮川基より、ご挨拶をさせていただきます。

○所長挨拶

東北学院大学法学政治学研究所の所長をしています、法学部長の宮川基です。本日は、ご多忙のところ、本研究所の学術講演会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

本研究所は、法学及び政治学に関する研究及び調査を行い、その成果を広く社会に還元することを目的としています。その一つとして、年に一度、外部から講師をお招きして、学術講演会を開催しております。今回は、大阪大学大学院高等司法研究科の青竹美佳教授に、「家族法からみる日本の貧困問題」というテーマでご講演、頂くことになりました。青竹先生は、家族法の第一人者であり、ご多忙のところ、講師をお引き受けいただきました。誠にありがとうございます。

貧困問題は、現在の日本が抱える大きな課題であり、みなさん方の関心も高いことでしょう。

ところで、新型コロナウイルスの流行以降、初めて講師の先生を仙台に

お招きして、学術講演会を開催できることに感慨深いものがあります。

それでは、青竹先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

それでは、本日の講師　青竹美佳先生のご略歴を紹介させていただきます。

青竹美佳先生は、北海道小樽市にお生まれになり、京都大学法学部をご卒業後、同大学院法学研究科にご進学され、研究者生活をスタートされました。

その後、香川大学法学部にご就職され、広島修道大学法学部を経て、現在、大阪大学大学院高等司法研究科教授として、研究・教育に従事されていらっしゃいます。

ご専門は家族法で、とりわけ遺留分研究のトップランナーのお一人でございます。ご著書『遺留分制度の機能と基礎原理』（法律文化社、2021年）は、家族法における権威ある賞でございます、第33回尾中郁夫・家族法学術奨励賞を受賞されております。本日は、日本の現下の貧困問題について家族法の視点からご講演いただけるということで、私も楽しみにしております。

では、先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○青竹美佳講師

本日は東北学院大学学術講演会にお招きいただきまして有難うございます。このような貴重な機会を設けていただきました東北学院大学の遠藤先生を始めとする先生方、ご協力いただきました学生の皆様に感謝を申し上げます。私は大阪大学から参りました、青竹と申します。私は、大阪大学では、法学部やロースクールで民法の授業を担当しています。とくに家族

についての法の授業を担当し、相続や家族についての法分野の研究をしています。最近は、父母が離婚した後の子どもの養育に関心がありまして、親子の法律についての外国法や、ひとり親家庭への生活支援をするNPO法人の活動などの調査をしております。本日は、家族法からみる日本の貧困問題というテーマで皆様の前でお話し、ご一緒に考える貴重な機会を与えていただき本当に有難うございます。

まず、ひとり親家庭における貧困の現状を数字でみてみましょう。厚生労働省の2019年国民生活基礎調査によりますと、2018年の日本の子どもの貧困率は14％でした。10人に１人か２人の子どもは貧困ということになります。「子どもの貧困率」という言葉が出てきましたが、これは、相対的貧困の状態にある18才未満の子供の割合をさします。相対的貧困、というのは、国民の所得の順位の真ん中にいる人の所得の半分に満たない人の割合のことです。

注目すべきなのは、ひとり親家庭の貧困率は、48.3％と半分近くにもなっていることです。ですから、子どもの貧困は、主にひとり親家庭の貧困として表れていることが明らかです。さらにひとり親家庭の中でも、父子世帯よりも母子世帯が貧困であることも明らかになっています。父子世帯の父の平均年収は518万円であるのに対し、母子世帯の母の平均年収は272万円で、父子世帯の半分強に過ぎません。このようなデータは、意外かもしれません。現在は、母が専業主婦であるという家庭は少なくなっているというのが実際です。ですから、父母が離婚した後も、経済的には父母に差があまりないのではないか、と想像してしまいます。たしかに、児童のいる家庭の母の就労状況をみますと、母が就労している割合が７割近くで、就労していない母は24％に過ぎません。ただ、仕事の内訳をみますと、非正規労働者が37.3％になっています。つまり、お母さんは、パートやアルバイト、非常勤など収入の低い働き方をすることが多く、やはり父母間の経済格差があります。

さらにジェンダーギャップについて国際比較をみてみましょう。世界経済フォーラムが発表しているジェンダーギャップ指数ランキングについて、日本は146か国中、116位です。もっとも格差の少ない国の１位は、アイスランド、２位はフィンランド、３位はノルウェー、４位はニュージーランドと続きます。ドイツやフランス、スペインなどは10位代に入っています。また、夫婦の家事・育児関連時間について、平成30年少子社会対策白書によると、６歳未満の子供をもつ夫婦の家事･育児関連時間について、日本は妻7.41時間であるのに対して、夫1.07時間と報告されています。

これをグラフで国際比較してみると、日本は本当にジェンダーギャップが大きいということが証明されてしまいます。アメリカやヨーロッパの国がグラフに示されています。これらの国でも、夫婦の家事時間・育児関連時間には差がありますが、日本は突出して差が大きいといえます。日本の子どもの貧困問題、母子家庭の貧困問題の根底にはジェンダーギャップがあります。

子どもの貧困問題は、様々な観点から対策が分析されていますが、私は家族法を研究していますので、家族法から貧困問題を分析してみることにいたします。家族法のとくに２つの制度に着目します。１つは、夫婦間での財産の帰属を規律する夫婦財産制、もう一つは離婚制度です。これらの制度は、夫婦間での経済格差を解消するようになっているか、子どもの貧困を避けるように、子の養育に配慮されているか、ということを考えます。

まず、夫婦財産制についてみてみます。事例１をご覧ください。

「AさんとBさんは婚姻し、夫婦となった。Aさんは、婚姻前から有していた貯金200万円、婚姻中に父の死亡により相続した不動産を有していた。Bさんは、婚姻中に勤めていた会社で稼いだ2000万円の貯金を持っていた。これらの財産は、Aさん、Bさんのそれぞれの財産なのか、それとも夫婦の共有財産か。」

民法のルールはどうなっているかということですが、それは、夫婦が自

由に定めることができます。夫婦は、婚姻する前に、契約（夫婦財産契約）により、財産関係を定めることができることとなっています（755条―759条）。ただ日本では、夫婦が財産契約を結ぶことは稀です。財産契約がない場合にはどうなるかですが、法定財産制の規定が適用されることになっています（760条―762条）。ですから、ほとんどの夫婦に法定夫婦財産制の規定が適用されることとなります。

その法定夫婦財産制ですが、大きく分けると２つの考え方があります。

１つは別産制です。これは、夫婦は各自、独立の人格を持っているのだから、各自の財産的な独立を重視して、夫婦各自がそれぞれ固有の財産を有しているという考え方です。もう１つは、共有制です。これは、夫婦の共同生活を維持するという面から、経済的一体性を重視して夫婦で財産を共有しているとみる考え方です。では、日本の法定夫婦財産制は別産制をとっているのでしょうか、それとも共有制をとっているのでしょうか。

日本の法定夫婦財産制は別産制をとっています。そのことは、民法762条に規定されています。１項では、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）」と規定されています。

そして、２項では、「夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する。」と規定されています。

この条文をみると、別産制が採用されているのは明らかである、とされています。別産制は、夫婦各自の財産的な独立を図るのに適していると考えられています。条文をもう少し詳しくみますと、民法762条１項で、夫婦各自の「特有財産」とされているのは、夫婦の各自が「婚姻前から有する財産」と、「婚姻中自己の名で得た財産」です。さきほどの事例１では、Ａさんには、婚姻前から有していた貯金200万円がありました。これは、Ａさんの特有財産です。また、Ａさんは、婚姻中に父の死亡により相続した不動産を有していました。こちらは、Ａさんが婚姻中自己の名で得た財産と

して、Ａさんの特有財産となります。他方で、Bさんは、婚姻中に勤めていた会社で稼いだ2000万円の貯金を持っていました。会社から、Ｂさんは自己の名で給料をもらいますから、こちらは婚姻中自己の名で得た財産で、Bさんの特有財産です。

そして762条２項によりますと、「共有に属するものと推定」される財産は、どちらに帰属するか不明の財産です。

別産制は、夫婦の財産的独立性を図るのに適しているといえるのですが、大きな問題が指摘されています。それは、夫婦の一方が収入を持たない場合とか、一方が圧倒的に少ない収入しか持たない場合に、夫婦間に経済的不均衡が生じるという指摘です。たしかに、さきほど夫婦の経済的格差の問題をみましたが、児童のいる家庭で、就労していない母が約24％いますし、また、就労している母は多いですが、非正規労働者が約37％となっていますので、別産制では、多くの夫婦に経済的不均衡が生じているとみられます。

そこで、学説では別産制を修正する解釈論が提示されています。その代表的な説は、共有財産拡大説で、民法762条１項の特有財産を、婚姻前から有する財産と婚姻中に相続や贈与で得た財産に限定する、とせまく解釈し、２項の共有財産を、婚姻中に協力して得た不動産や預金は、一方名義になっていても夫婦間では共有とするように、広く解釈します。

裁判所でも、共有財産拡大説による下級審判例があります。夫名義で取得した不動産について夫婦の持分各１／２の共有と判断する判断、夫の収入で取得したゴルフクラブ会員権について夫婦の共有とする判断がされています。

しかし、最高裁判所は、762条を別産制と解釈する立場をとっています。過去に、夫婦別産制は、夫婦間の平等を定める憲法24条に反するのではないかが裁判で争われたことがあります。

争われたのは次のような事例です。夫Xは、所得税の確定申告にあたり、

自己名義で取得した所得の半分は妻Aの家事労働による協力で得たものであるとして、半分だけをXの所得として申告しました。税務署は、これを過少申告と判断しました。国税局長Yに対する審査請求も棄却されました。別産制により、夫Xが自己名義で取得した財産はすべてXの特有財産だから、全てを所得として申告しなければならない、とされました。そこで、Xは、別産制を定める民法の規定は、夫婦の平等を定める憲法24条等に反するとし、審査決定の取消しを求めて訴えを提起しました。

最高裁判所大法廷は、762条を別産制とする解釈を示しました。そして、別産制に基づく課税は憲法24条に反するものではない、と述べました。なぜなら夫婦別産制による不公平は、民法の、財産分与、相続権、扶養請求権等の規定により、解消される、と理由を述べています。

これはどういうことかといいますと、さきほどの事例１では、夫のＢさんが会社から自己の名で得た2000万円の特有財産は、たしかにＢさんの特有財産ですが、Ａさんと離婚する際には、ＡさんはＢさんに対して財産分与の請求をすることができるし、Ｂさんが死亡する際には、相続することができます。また、婚姻中には、ＡさんはＢさんに対して扶養を請求することができるので、経済的格差は問題にならない、というのが、最高裁の立場ですが、これについては次の離婚法のところで触れます。

では次に､離婚法における夫婦財産と子の養育についてみてみましょう。

まず、日本では、夫婦が離婚をするには、裁判所の関与が必要ということになっているでしょうか。安易な離婚や不公正な離婚を防ぐといった観点から、必ず裁判所その他の第三者が関与するという考え方もありますが、日本の民法では、必ずしも裁判所その他第三者の関与がなくても、当事者の合意と離婚届の提出･受理で簡単に離婚できるようになっています。離婚の種類は色々ありまして、当事者の合意が成立せず争いがある場合には、家庭裁判所が、調停や審判、訴訟において離婚に関与します。しかし、日本では、離婚は、裁判所が関与しない協議離婚で行われることがほとん

どです。協議離婚は離婚全体の約90％を占めます。総務省統計局によると、2019年は88.1％が協議離婚でした。

本題に移りまして、離婚で問題になるのは、別産制による夫婦の経済格差が、民法では解消されるようになっているかです。さきほどの、財産分与請求権（768条、771条）ですが、民法によりますと、「離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる」こととされています。

この財産分与には、３つの意義があるとされています。１つは、財産の清算で、これが中心的意義とされています。さきほどみましたように、法定財産制として民法は別産制を採用（762条）していますので、婚姻中に各自が自己の名で得た収入は、各自の特有財産となります。もっとも、配偶者の一方は他方の特有財産に、家事労働等による寄与に基づく潜在的な持分を有しているとみることができます。そこで、離婚時には財産分与により潜在的持分の清算を受けることで公平性をはかる、ということです。第２は、離婚後の扶養の意義で、離婚によって一方配偶者が困窮するのを防ぐことですが、とりわけ、一方が家事を主に担当したことにより収入が少ない場合に重要です。第３は、損害賠償（慰謝料）です。これは、一方が有責である場合の不法行為に基づく慰謝料請求で、たとえば、一方の不貞行為や虐待によって離婚した場合に当てはまります。

財産分与については、民法には具体的にいくらとする規定はないのですが、実務では、大体、婚姻中に夫婦が協力して得たとみられる財産の1/2と算定されています。このようにみますと、たしかに、別産制により生じる夫婦間の経済的不公平は、財産分与により解消できるようになっているといえます。

次に、父母が離婚した後の子の養育についてのルールをみてみます。事例２をご覧ください。AさんとBさんは婚姻し、２人の間に娘Cが生まれたが、Cが ４才の頃にA・Bが離婚することとなりました。離婚後、A・Bは

Cに対してどのような義務を負うかですが、離婚後の親権者はだれか、ということが問題になります。

「親権」といっても、親の権利ではなく、実際には親の義務、子の権利である側面が重要です。親権とは、子の監護・教育（820条）と財産管理（824条）をする未成年子に対する親の義務および権利です。

そして、離婚後に未成年者の親権者を誰とするかについて民法のルールですが、婚姻している父母の間に生まれた婚内子（嫡出子）は、父母の婚姻中は父母の共同親権に服することになっています(818条３項)。そして、離婚後は、父母のどちらか一方の単独親権に服する（819条１・２・５項）ことになっています。

では、この規定に反して、離婚後も父母の共同親権とする父母間での取り決めは有効でしょうか。これは無効です。819条は強行規定といわれて、父母が合意により修正することができず、必ず守らなくてはならない規定です。離婚後は必ず単独親権者を決定しなければならないことになります。離婚自体には合意があっても、親権者をどちらにするかで争いが継続するということが多々あります。離婚時に、親権者を定めた後に、変更することが認められる可能性がありますが（819条６項)、一度決めたことですので、実務では、事情の変更がなければ簡単には認められないようです。

離婚後の父母の養育費の負担については、ひとり親家庭の困窮を防ぐのに非常に重要です。民法には、離婚後の養育費についても規定されています。ただ、問題は、離婚後は単独親権者ということになっていますが、離婚により親権者に指定されなかった者は、子の扶養義務を失うのかということです。親権者ではない者は、子どもの扶養義務を負わないという誤った理解がされることがありますが、親権者でない親も、親であるかぎり子を扶養する義務を負いますので（877条１項)、離婚後も、養育費の支払い義務を負います。親権と扶養義務は別であり、親権者ではなくても、離婚後も親であることに基づいて扶養義務を負うということが、正しい理解で

す。

養育費の内容ですが、父母の協議によりますが、協議で定まらないときは、家庭裁判所が決定します（766条、771条、人訴32条１項）。裁判所が公表している養育費算定表が目安として利用されています。

また、離婚後の親子の面会交流（766条１項）についても、民法に規定があります。親権者または監護者として自ら子を監護養育していない親が、その子と直接面接し、または間接的な方法により交渉することです。一般的には、週に１回、月に１回などの頻度で設定されていることが多いようです。

このようにみますと、民法は、法定夫婦財産制では別産制を採用して、夫婦の経済格差のもとになってはいるもの、離婚時の財産分与や、子の養育費、面会交流などの既定が設けられ、離婚後のひとり親家庭とりわけ母子家庭の貧困を回避する対策が図られているとみることができます。

しかし、問題は、財産分与、養育費、親子交流について、現実に取り決められていない、実行されていないケースが多いということです。令和２年の法務省委託調査研究によりますと、離婚全体の約90％を占める協議離婚における財産分与の合意がされているのは、離婚全体の39.6％に過ぎません。

また、養育費について、令和３年の厚生労働相の調査によりますと、母子世帯における母の養育費の取り決めの有無について、取り決めありは、46.7％、現在も養育費を受給しているのは28.1％に過ぎません。とくに、協議離婚の場合には、取り決めありは43.6％、取り決めなしは54.5％にもなっています。これでは、母子家庭における子どもの貧困回避が実現できません。

そして、母子世帯における親子交流の取り決めの有無についてですが、こちらも取り決めありは30.3％、現在も交流している割合は30.2％に過ぎません。協議離婚の場合、さらに取り決めありは少なく、26.5％、取り決

めなしは70％になります。親子交流と養育費は別ではありますが、親子交流がないことが､養育費の不払につながっていることが指摘されています。

ここで､家族法を原因とするひとり親家庭の貧困についてまとめますと、第１に、法定夫婦財産制として、別産制が採用され、父母の間の経済格差が生じているとみられます。第２に、日本で離婚の90％を占める協議離婚において、財産分与についての取り決めがされないことが多いため、父母の経済格差が解消されないことが多いとみられます。第３に、協議離婚では、子どもの養育費・親子交流についての取り決めがされないことが多いため、ひとり親とくに母子家庭における貧困の問題が解消されないといえます。

子どもの貧困の問題は、民法、家族法を原因としている面があるという状況を紹介しましたが、次に、夫婦別産制について、なぜこのような制度が設けられたのかについて、確認してみます。

日本で民法、家族法を編纂されたのは19世紀後半ですが、その頃の夫婦財産制についての案として最初に出されたのは、所得共通制（Errungenschaftgemeinschaft）でした。当時のフランス民法、ベルギー民法を参考に作成されています。これによりますと、勤労や節約により取得する収益が夫婦の共通財産とされ、妻の家事労働を評価することができることが利点とされています。

その後の別の提案がされ、採用されました。これが管理共通制（Verwaltungsgemeinschaft）で、ドイツ民法草案などを参考に作成されました。これによりますと、所得共通制とは逆に、夫婦は各自が特有財産を有するのを基本とし、夫が妻の財産に対して管理権を有することになっています。この制度のもとでは、現在とは異なり、夫婦間で差別のある規定が設けられており、妻は、無能力者と位置付けられ、妻による財産取引は制限されていました。夫が妻の財産を管理する権限をもっていました。管理共通制は、戦前の家族法において中心的な位置を占めていた家制度に

おいて、家族の長である戸主の権限を強化する意味を持っていました。

第二次世界大戦後は、日本国憲法が制定され、個人の尊厳と両性の本質的平等の観点から、家制度は廃止され、戸主も民法から消えています。夫婦間での不公平はなくなり、夫の妻の財産に対する管理権はなくなり、妻の財産取引における制限もなくなりました。では夫婦財産制はどうなったかということですが、管理共通制は、夫婦の平等という観点からは、大幅に修正されましたが、管理共通制の、夫婦各自が特有財産を有する点は維持されました。このようにして、現在の夫婦別産制ができました。共有とする提案もあったのですが、財産を共有することの複雑さを回避したかったことから、敬遠されたようです。たしかに別産制は財産関係が明確です。また、別産制は、夫婦の財産的独立性を図るという点では優れていて、個人の尊厳と両性の本質的平等という日本国憲法の理念に合致していたことから採用しやすかったものとみられます。

このように別産制の利点が強調されて日本の家族法で採用されていますが、別産制における不公平の解消に対する措置については、別産制を採用した時に、配慮もされています。

婚姻が継続している間には、民法では、夫婦相互の扶養義務（752条）、婚姻費用分担義務（760条）、日常家事債務の連帯責任（761条）の規定があります。別産制のため、夫婦に経済的不均衡があっても、特有財産の多い夫は、妻を扶養する義務を負い、衣食住に必要な費用を分担する義務を負うので、特有財産を全て自分勝手に消費することはできません。また、生活に必要な物、たとえば電化製品や車を買ったために負担する債務について、夫婦が連帯して責任を負います。

婚姻関係が終了した後については、さきほどみましたように、財産分与（768条）により、離婚の際には、一方は他方に対して財産の分与を請求することができる（768条１項）こととなっています。具体的にどの程度の分与を請求できるかについては民法ではあまり詳しく定められていないので

すが（同条３項）、実務では１/２ルールがあることについては、さきほど説明しました。しかし、協議離婚において財産分与の取り決めがなされず、別産制における不公平が現実に解消されていないという現状です。

また、夫婦の一方が死亡したときは、配偶者相続権（890条、900条）により、他方は財産を相続することができます。ただ、問題として指摘されるのは、夫婦の一方が死亡するまで別産制の不公平が解消されないという点です。これでは、根本的には夫婦の経済格差が解消されることはありません。

この状況は、他の国の制度と比べると、たとえば、立法時に参考にしたドイツの法定夫婦財産制を例にとると、そこでは剰余共同制という財産制がとられていて、別産制を基礎としていますが、財産の清算方法について詳細に規定されていて（ドイツ民法1371条―1390条）、夫婦の経済格差ができるだけ生じないように配慮されています。

それから、母子家庭の貧困問題に密接に関連する、離婚後の子の養育をめぐる問題について少し補足しますと、先ほどみましたように、離婚後も、父母は親であることに基づいて、子に対して扶養義務を負うので（877条）、養育費は、離婚後も父母の双方が負担することになり、離婚後は、父母の一方が単独親権者となりますが、親権者とならなかった親も、子と交流する定めをすることとされています（766条）。しかし、協議離婚では養育費や親子交流について取決めがされない例が多く、父母が離婚すると、一方が養育費を負担しない、子と交流できないという状況が少なくありません。

その原因として、日本では、離婚後にも父母が子の養育に責任を持つとする意識が少ないのではないか、ということが最近指摘されています。さきほどみました、離婚後単独親権のルール（819条３項）について、こちらは、離婚後は、父母の一方しか、子どもの養育に責任を持たなくてよい、という誤解が生じている面があるということです。

比較してみますと、ヨーロッパのほとんどの国では、父母は離婚後も共

同親権者であるのが原則で、離婚後も、子の親であるにはかわらず、父母は離婚後も子どもについては協力して、親としての責任を果たすべきという考え方がとられています。日本ではそのまま取り入れることができないかも知れませんが、母子家庭の貧困の問題を解決する方策を考える上では、やはり参考になります。

さいごに、まとめになりますが、日本の夫婦財産制は、第二次世界大戦後に、個人の尊厳と両性の本質的平等の観点から夫婦の財産的独立性を図る趣旨で設けられました。しかし、現実の日本の夫婦間の経済格差に沿ったきめ細かな規定を置かず、とくに離婚後に夫婦間に生じる不公平が解消されていないという現実があります。また、養育費不払いの背景には、父母は離婚しても子の養育について責任を負うということが明確にされていないことが要因の１つとして指摘されています。ひとり親家庭の貧困問題を解消するには、夫婦財産制、離婚後の子の養育についての制度について、現実に沿った解釈や立法が求められています。

以上、雑駁なご報告になりましたが、ご清聴ありがとうございました。